注
1　修了審査の時間は講習時間に含めない。
2　直近において受けていた技能証明が複数の無人航空機の種類に係る限定がなされたものである場合においては、それぞれの種類ごとに実地講習を受講すること。
3　第一条第二項第七号に掲げる操縦シミュレーターによる講習を受講した場合は、実地講習を受講したものとみなす。

別表第三　実地講習又は修了審査を行うために必要な施設及び設備の基準

施設及び設備	基準
（略）	
二　実習空域（修了審査において用いるものに限る。）	イ　修了審査において無人航空機の種類がマルチローターであるものを用いる場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1)～(4)　（略） (5)　修了審査において無人航空機を飛行させている間は、次に掲げる者以外の者について法第百三十二条の八十五第一項の立入管理措置を講じること。 ロ・ハ　（略） (i)～(iii)　（略）
（略）	

別表第四　オンライン講習の実施基準　（略）

別表第五　第一条第一項の表の二の項の課程に係る実地講習を操縦シミュレーターで行う場合の操縦シミュレーターに係る基準（第一条第二項第七号関係）

一　装置に係る基準	次に掲げる装置を有し、実地講習を再現できるものであること。 イ　天候、再現する実地講習用空域、再現する無人航空機等の情報をハの電子計算機に入力するための入力装置 ※　再現する無人航空機は、実在する機体と可能な限り類似する性能を有し、別表第三第三号に掲げる基準に適合するものであること。 ※　風速及び風量を設定する場合には、風速二メートル毎秒から三メートル毎秒までの一定の風量とすることが望ましい。 ロ　別表第三第三号の実習用無人航空機と組み合わせる送信機又は形状及び操作感（チューニング機能等を用いて調整できるもの）が実地講習用無人航空機と組み合わせる送信機に類似するもの ハ　ロの送信機及びニの出力装置の制御並びに画像処理その他の必要な処理を行う電子計算機（訓練のための適切なプログラムを有するものに限る。）

別表第二　実地講習又は修了審査を行うために必要な施設及び設備の基準

施設及び設備	基準
（略）	
二　実習空域（修了審査において用いるものに限る。）	イ　修了審査において無人航空機の種類がマルチローターであるものを用いる場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1)～(4)　（略） (5)　修了審査において無人航空機を飛行させている間は、次に掲げる者以外の者について航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号。以下「法」という。）第百三十二条の八十五第一項の立入管理措置を講じること。 ロ・ハ　（略） (i)～(iii)　（略）
（略）	

別表第三　オンライン講習の実施基準　（略）

（新設）